

事物管轄の引き上げについての考え方

- 1 事物管轄の在り方については、軽微で簡易・迅速な処理が相当な事件は簡裁、複雑な事件や専門事件は地裁という方向で考えていくべきであると考えられる。
- 2 簡裁の事物管轄の見直しについては、従来は、
 - どの程度の金額までの事件を軽微とみることができるか、
 - 事件の性質が簡裁の審理に適したものかどうか、
 - 簡裁の手の特色等、いくつかの視点から検討されてきた。
 - まず、どの程度の金額までの紛争であれば、国民が軽微で簡易迅速な処理になじむ事件と考えているかという視点についてである。金銭の多寡の感覚は都市部と地方で違いがあるとの問題はあるが、これまでの簡裁の事物管轄の見直しでは、物価指数等の上昇率を参考にしながら、5000円（昭和22年）、3万円（昭和25年）、10万円（昭和29年）、30万円（昭和45年）、90万円（昭和57年）と漸次引き上げられてきた。この点で、前回（昭和57年）の事物管轄の改正から現在までの推移をどのように評価するかが問題となろう。
 - 次に、事件の性質が、簡裁の審理に適したものかどうかという視点についてである。簡裁には、現在、年間約30万件的民事訴訟事件が係属しており、その平均審理期間は2.2ヶ月と極めて迅速に処理されている。事件の性質としては、98%が金銭請求事件であり、しかも、そのほとんどが売買代金、貸金、立替金、手形小切手という比較的定型的な事件で占められている。また、訴額が90万円以下であっても不動産を目的とする事件については地裁との競合管轄になっているが、事案の性質に鑑み、ほとんどの事件が地裁で処理されているという実情にある。

他方、地裁には、年間約15万件的民事訴訟事件が係属しており、平均審理期間は9.2ヶ月となっているが、訴額別にみた事件の種類、事件数、証人数、平均審理期間は別添資料のとおりであり、訴額が上がるにつれ係属する事件の

様相が異なっている。簡裁の事物管轄の見直しに当たっては、このような訴額と係属事件の性質も勘案されるべきである。

- さらに、簡易・迅速な紛争解決という視点からは、事件の性質のみならず、手続の在り方も影響する。簡裁の民事訴訟手続は、基本的には、地裁と同じであるが、少額訴訟手続などのように簡裁に特徴的な手続もある。本審議会においては、少額訴訟手続の訴額の上限を引き上げることも検討課題になっているが、少額訴訟手続の訴額の上限を引き上げ、かつ、それと事物管轄の見直しとを連動させるならば、簡裁の特質をより活かした簡易・迅速な処理が一層図られていくことになるものと思われる。

- 3 簡裁の事物管轄の見直しについては、従前の視点からすると以上の諸点を考慮することになる。しかし、現在、司法制度全般について見直しが行われ、簡裁における隣接職種への訴訟代理権付与の問題、弁護士過疎地域における国民に対する司法サービスの在り方の問題などが重要な検討課題とされている。これらの諸問題についての検討は、これまでの地裁、簡裁の役割分担の在り方にも大きな変容を来すものである。したがって、簡裁の事物管轄の見直しという問題は、従来の視点に加え、司法制度全般の関わりを考慮しつつ、柔軟かつ総合的に検討されていく必要があると思われる。